

第七十三号議案

江戸川区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十一日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

江戸川区旅館業法施行条例（平成二十四年三月江戸川区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を次のように改める。

（申請書の添付書類）

第一条の二 法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、申請書に、旅館業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写しその他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示すものとして、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める書類を添付しなければならない。

第四条第八号二中「温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を「貯湯槽」に改め、同号二中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号ホただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改める。

第七条第八号二に次のように加える。

気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定により、経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第七条第八号二の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

（説明）

旅館業における衛生等管理要領の改正を踏まえ、旅館業における衛生措置基準及び構造設備基準を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。